法制問題小委員会 · 説明資料

2006年4月5日

(社)日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター・CPRA運営委員 椎 名 和 夫



1. 実演家著作隣接権センターCPRAの事業概要



A 指定団体としての業務(報酬請求権)

- ・ 商業用レコード二次使用料
- 私的録音補償金
- 私的録画補償金
- 商業用レコード貸与報酬等

B 著作権等管理事業者としての業務(許諾権の一任型集中管理)

- 録音権使用料
- 放送番組二次利用の使用料
 - 音楽(CD)実演 放送番組送信可能化使用料(整備中)
 - 放送(映像)実演 放送番組販売使用料

放送番組ビデオグラム化使用料

放送番組送信可能化使用料(整備中)

※ (社)日本音楽事業者協会、(社)音楽制作者連盟、(社)芸団協の三者により運営 されており、音楽、映像あわせて6万人の実演家の権利委託をうけてその処理を 行っている。

1

2. ご質問の項目について Q1



- Q1 IPマルチキャスト放送等の、ブロードバンドを用いた放送による著作物の 利用について、貴団体の基本的な考え方は如何か?
 - ○ブロードバンド上での利用の拡大は大歓迎。
 - 放送と通信が連携することで新たな産業構造が生まれれば、新たな出 演の機会も生まれる。
 - CPRAにおいても、ブロードバンド上でのコンテンツ流通の円滑化に資するため、昨年来、放送番組の二次利用に関する集中管理のシステム整備を進めている。
 - ひとくちにブロードバンドといっても、インターネットは「広域メディア」であり、参入も「無制限」であるとの点に充分留意する必要がある。
 - ・ 放送する範囲が「広域」なのか、「地域限定」なのか?
 - 放送されるものが「既存の放送番組」なのか?「新規に制作された番組」なのか?
 - 放送行為を行うに当たって「参入要件」が定められているのか、まった く「無制限」であるのか?
 - > これらの違い等により、実演家の権利に与える影響は様々に異なる。
 - 今は想定していないような「放送類似行為」が登場してくることも十分に配慮した上で、きめ細かく権利の在り方を検討していただく必要がある。

3. ご質問の項目について Q2



Q2 IPマルチキャスト放送について、著作権法上の扱いを有線放送なみにするべきとの意見があるが、貴団体の考え方如何?

- ■有線放送(CATV)で地上波を同時再送信する場合については、区域内の限定的な難視聴対策の範囲であって実演家の権利を害さないとの判断から、以下の権利制限が定められているため、現行の通信としての取り扱いでは「許諾権」を有しているにもかかわらず、一切権利が働かなくなってしまう。
 - ●著作権法第92条

実演家は、その実演を放送し、また有線放送する権利を占有する。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 一 放送される実演を有線放送する場合
 - 二 次に掲げる実演を放送し、又は有線放送する場合
 - イ 前条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録音され、又は録画されている実演
 - ロ 前条第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、または録画されているもの
- ※都市型のCATVには様々な付加価値が加わっていることから、もはや単なる難視聴対策とは云えず、昭和45年に設定された上記の権利制限はすでに実態に合わなくなってきている。(補償金受領の実態)
- ●「地上波デジタル放送の通信伝送路による再送信サービス」の前提条件 【補完措置の定義】
 - 1)条件不利地域における活用など地上波中継局による伝送を、「地理的」に「補完」するための措置。
 - 2) 視聴方法に関する選択肢を拡大することにより、視聴者の受信環境の一層の充実を図る観点から、地上波中継局による伝送を「補完」するための措置。

(2005年12月22日開催・情報通信審議会情報通信政策部会地上デジタル放送推進に関する検討委員会資料より抜粋)

4. ご質問の項目について Q2(続き)



- > IPマルチキャスト放送は、区域内の限定的な難視聴対策の範囲であるとは云えず、 IPマルチキャスト放送による同時再送信が「有線放送」と定義されるのであれば、同 時に、有線放送上の同時再送信に係る実演家の権利制限について撤廃するなど、 この際抜本的な見直しが必須と考える。
- > 同時再送信以外のIPマルチキャスト放送や、その他の「インターネット放送」については、「有線放送」として扱うべきではなく、現在想定していないような「放送行為」に対する対応の意味合いを含めて、現状の「許諾権」を維持する必要があると考える。
- > 実演家の権利を制限するためには、実演家の利益を不当に害さないことが国際 ルール上も義務付けらており、このような検討に際しては、その部分に充分な配慮 をする必要があると考える。

5. ご質問の項目について Q3



Q3 IPマルチキャスト放送による同時再送信については、契約の円滑化で対応できるという考え方もあるが、これについてはどのように考えるか?

- CPRAでは、放送番組のBS、CS、CATV等への番組販売やネット利用に 関する一任型の集中管理体制をとりつつあり、これが整備されれば、法 改正は必要ない。
 - ・CD実演については、一任型の集中管理体制を日本レコード協会と協力して構築中。
 - ・映像実演については、BS、CS、CATV等への番組販売を含み、ネット利用についても一任型の集中管理の体制を構築中。
- 一任型の処理を望まない主演級の俳優やアーティストが存在することも 事実であるが、そもそも放送局の放送番組作りのビジネスモデルが、一 次利用としての「放送」のための番組作りになっており、そこから充分な 対価が得られないなどの理由でトラブルが生じている。
- ビジネスモデルが定まらない段階で、自らが受け取る対価に関しての 裁量権を留保しようとすることを非難されるのはおかしい。
- 権利を弱めても活用は進まない。マルチユースを前提とする契約システム構築の中でこそ活用は進み、こうした部分もある程度解決してゆく。

6. 実演家からのお願い



- 〇放送コンテンツの利用の円滑化に限らず、昨今の議論は、こんなに便利な技術が開発されているのに、現行の制度は時代遅れである、というようなものばかりが大勢を占めている。
- ○我が国の経済を、いま「IT産業」が牽引していることも事実であり、IT産業振興のためには、コンテンツ利用の円滑化が国家的に重要なミッションとなっていることも理解できるが、一方で中身のコンテンツが滅びてしまえば、それも達成できないのではないか。
- ○知的財産に関する問題に限らず、この数年来行われている様々な議論は、ややもすれば技術や、経済性、効率といった方向に偏って展開されるような傾向があり、同時にコンテンツ自体、 すなわち「文化」に対する配慮がどんどん希薄になってきているようにも感じられ、またその一部については、懸念の段階を通りこして、すでに現実のものとなりつつある。
- ○コンテンツの円滑な利用を促進することが重要であることは議論を待たないが、そのために、 権利の切り下げで対応しようとするような例は、少なくとも先進諸国のなかでは一国も見当たら ない。著作権は、クリエーターの利益を確保してその再生産を促すという重要な役割を帯びて おり、国際的に共有されているルールでもある。
- > <u>我々の暮らしを豊かにする「文明における欲望の充足」という観点に加えて、我々の心を豊かにする「文化の育成保護」の観点とのバランスの中でご検討いただきたい。</u>